

旭市観光物産協会推奨品認定事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、旭市の優れた物産品の品質向上及び販路を拡大するため物産品を推奨することにより旭市の産業の振興及び発展に寄与することを目的とする。

(推奨品の要件)

第2条 推奨品は、次の各号に掲げる要件のいずれをも備えているものとする。

- (1) 市内において製造、加工又は販売されている商品であること。
- (2) 郷土色が豊かであること。
- (3) 品質が優れていること。
- (4) 意匠及び包装が優れていること。
- (5) 価格が適正であること。
- (6) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）、計量法（平成4年法律第51号）、意匠法（昭和34年法律第125号）その他関係法令を遵守していること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、旭市観光物産協会長（以下「会長」という。）が推奨品として適当と認めたものであること。

(申請資格)

第3条 旭市観光物産協会（以下「協会」という。）の推奨を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たすものとする。

- (1) 協会の会員（団体で加盟している場合にあつては、当該団体の構成員）であること。
- (2) 暴力団体関係組織その他反社会的暴力活動を行う団体の関係組織又は当該組織の構成員等でないこと。

(申請)

第4条 申請者は、旭市観光物産協会推奨品認定（更新）申請書（第1号様式）に必要事項を記入の上、会長に提出しなければならない。

2 申請者は、当該申請に係る現品を会長に提出しなければならない。

(審査)

第5条 会長は、前条の申請を受理したときは、旭市観光物産協会推奨品認定審査委員会（以下「委員会」という。）の審査を経た上で、推奨品の認定を行うものとする。

（委員会）

第6条 委員会は、委員10人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 協会の理事
- (2) 消費者団体
- (3) 旭市商工会が推薦する者
- (4) その他会長が必要と認める者

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

3 委員会の会議は、会長の諮問に応じ委員長が招集し、会議の議長は、委員長がこれにあたる。

（認定証の交付）

第7条 会長は、推奨を決定したときは、当該申請者（以下「認定者」という。）に認定証（第2号様式）を交付するものとする。

（推奨の表示）

第8条 認定者は、当該推奨品又はその容器、包装等に推奨期間内において認定マーク（第3号様式）を表示することができる。

（認定期間）

第9条 推奨品の認定期間は、認定証の交付日から3年間とする。

2 認定期間を超えて継続して認定を受けようとするときは、旭市観光物産協会推奨品認定（更新）申請書を、認定期間満了の90日前までに会長に提出するものとする。

3 会長は、前項の申請を受けたときは、書類審査及び実態調査を行った上で、認定内容に変更がないと認める場合に限り、認定期間が満了する翌日から起算して3年間、認定期間を更新するものとする。但し更新は1回のみとする。

（推奨の取消し）

第10条 会長は、認定者が次の各号にいずれかに該当すると認めたときは、認定を取り消すものとする。

- (1) 推奨品が、認定基準に適合しなくなり、会長の指示に従わなかつ

たとき。

(2) 信用を失墜する行為があったとき。

(3) 前2号に掲げるほか、会長が認定を取り消すべきと認めるとき。

(報告、調査等)

第11条 協会は、必要と認めるときは、申請者又は認定者に対し報告を求め、調査を行うものとする。

2 会長は、前項の報告及び調査の上必要があると認めるときは、申請者又は認定者に対し、指導又は勧告を行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

この要綱は、令和元年10月15日から施行する。